

東北地方太平洋沖地震被災者の 医療等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震、長野県北部地震（以下「東北等大震災」）で、次々と被害状況が判明し、多数の負傷者や死者が出ています。また被災地の医療機関も被害を受け、他府県の医療機関が被災者の医療にあたらなければならない状況になっています。3月18日までに厚労省の各部局から被災者の保険診療、一部負担金等の取扱いの事務連絡が出されました。

被災者が保険証、公費負担医療受給者証等を何らかの理由で持参できない場合であっても特例として保険診療、公費負担医療の取扱いをします。また一部負担金は徴収不可能な場合は徴収せずに10割分を保険請求します。現在判明している取扱いは以下の通りです（一部略）。なお、保険請求時のレセプト記載方法等はまた通知が出ていないので、わかり次第お知らせいたします。

【医療保険関連事項】

(1)被災者が保険証を医療機関に提示できない場合

患者の氏名を確認のうえ、保険診療扱いが可能です。確認事項は、以下の通りです。

- * 社会保険(高齢受給者も含む): 氏名、生年月日、事業社名
- * 国民健康保険(高齢受給者も含む)・後期高齢者: 氏名、生年月日、住所

(2)一部負担金の減免及び徴収猶予

- ①住家の全半壊、全焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った状態
- ③適用市町村から他の地域に転入(避難)した場合
- ④主体たる生計維持者の行方不明の状態
- ⑤原発被害による対象地域(第1原発から半径20km、第2原発から10km以内)からの立退いた場合のいずれかの申し立てをした者であること

免除の種類と期間

以下の負担金について当面、5月までの診療分及び調剤分の一部負担金について、5月末まで猶予します。

・一部負担金 ・食事療養標準負担額 ・生活療養標準負担額 ・保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費、

家族訪問看護療養費に関する自己負担額

一部負担金特例措置の対象者

(追加して適用があれば当該適用市町村に含まれます)

岩手県: 全市町村、**宮城県**: 全市町村、**福島県**: 全市町村、**青森県**: 八戸市、上北郡おいらせ町、**茨城県**: 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、**栃木県**: 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、**千葉県**: 旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九町

(平成23年3月17日14時現在)

長野県 下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町

(平成23年3月13日19時現在)

(3)公費負担医療の取扱い

公費負担医療を受けている被災者が患者票等の提示ができない場合に、①各制度の対象者であることの申し出がある、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより公費負担医療として診療することが可能であり、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとすることができます。

(4)診療報酬の請求等の取扱い

カルテ、レセコンの一部または全部を汚損または滅失し診療報酬を請求できない場合の概算請求、保険者の特定ができない場合の概算請求、保険者が特定できない場合の診療報酬明細書等の記載要領については、今後通知が出されます。

(5)定数超過入院

東北等大震災の被災者を受け入れたことにより超過入院となった場合は、現在の診療報酬の「災害等の止むを得ない事情」の規定は適用しないで、当分の間、入院料の減額をしなくてもよい取扱いです。